

長良九条の会だより

NO 119

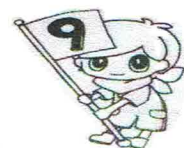
2016年12月

事務局

林磨利子方

090—

6769-9809



沖繩辺野古・高江新基地建設反対の

闘いに参加して

—それは民主主義のあるべき姿を問う闘い
末次英二（長良西）

昨年四月中旬に、日本一周自転車旅行に出発し、十一月下旬、鹿児島港からフェリーに乗り、沖繩本島。那覇港に着きました。冬の間は暖かい沖繩で過ごすかと考えていたのですが、辺野古を通りかかった際、「なんだ、この光景は？」と驚き、感動を覚えました。

辺野古の米軍キャンプ・シユワブのゲート前の国道沿いに、五十メートル余のテントが張られ、「座り込み五百六十二日」の看板が目につきました。つまり、毎日々々、辺野古新基地建設反対の抗議活動が行われているのです。

そこに参加する人たちは、沖繩県民をはじめ、北海道、東京、大阪など本土から、さらに海外（アメリカ、韓国、ドイツ、スウェーデン等）からも参加し、その多くは高齢のおじい・おばあです。おじい・おばあが身体を張って、命を賭けてゲート前に座り込み、新基地建設工事を阻止しようとしているのです。東京から派遣された警視庁機動隊と沖繩県警の腕力と暴力によって、座り込みは

排除され、工事車両がゲート内に入るといふ展開が毎日繰り返されています。機動隊による座り込み排除でケガ人が続出し、中には救急車で搬送される人や、公務執行妨害などで逮捕される人も出ました。日本政府は、沖繩の人の心を力づくでねじ伏せ、戦争するための新基地建設を強行しようとしているのです。

眼前の光景を見ていて、日本一周自転車旅行をしていた私の足は、ピタッと辺野古で停止し、翌年の二月上旬まで二カ月半の長期に亘り、基地建設反対のテント村に住み着いたのです。そして、抗議集会の裏方の仕事を手伝いました。

そこにはトイレと水道が無いため、集会参加者をトイレの有る近くのコンビニや公共施設へ自動車でピストン輸送したり、音響装置のセッティング、幟旗（のぼりばた）や横断幕のセツトなど、手伝いました。毎日数百名の人々が集まり、早朝六時から午後四時までの長時間の抗議集会です。（時にはテレビなどに登場する著名人や、アメリカの研究者も訪れます。）それが毎日続くのです。そのため、難しい話ばかりでは続かないと、沖繩の三線（さんしん）、カチャーシーなどの踊り歌

で歓喜の輪を広げています。まるで、リクレーションを兼ねた集会となりました。辺野古では、日本政府と、その背後にいるアメリカという強敵との闘いが、毎日続いているのです。これは沖繩の民主主義と自立権の闘いであり、日本の民主主義、日本の将来につながる闘いであると思います。沖繩の民意（沖繩県民の八割が新基地反対）を無視し、警視庁機動隊、海上保安庁まで動員して暴力的に、座り込み・抗議する人々を排除するという強権的な行為は許されず、まさに、安倍政権の独裁政治の表れではないでしょうか。

（次回一月号に高江の報告を掲載）

みんなの広場

先月のTさんの意見に応えて

G・Tさんの意見

憲法九十七・九十九条を読むと基本的人権は人類の多年に亘る努力の成果であること、最高法規であることが書かれており、現憲法の骨子を崩す自民党草案は、絶対に受け入れがたい。

しかし、大災害に備えて「非常事態条項」を付け加えると言われるとどうだろうか？

たとえヒトラーの手法の毒を含んでいても聞き心地が良いので賛成する人が多いかも知れない。第九条に「海外派兵しない」とする加憲に賛成するが、今、その意見を出すのは九条崩しにやっきになっている与党を利することになるとやっぱり思うので心配だ。

いつも
七万六千五百円です。
二十九名
十二月十二日現在

カンパの報告

今後の予定

- * 12月20日(火) 18時30分、ワークプラザ 主催 ピースハートぎふ「講演会」 福山真劫(総がかり行動実行委員会共同代表)
- * 12月27日(火) 14時、長良公園研修センター 映画会「ウルトラマンセブン」
- * 1月9日(月・祝) 16時 9の日行動 サンマート前
- * 1月28日(土) 14時長良公民館 DVD「武器ではなく命の水を」 —医師中村哲とアフガニスタン

第3回「ながら憲法カフェ」(12月10日、長良公園研修センター、講師 岡本弁護士 参加 22名)

■前半、参加者それぞれ関心のある問題を出し合いました。

- ◆死刑は、残虐な刑罰を禁じた憲法36条に違反する?(Aさん)
- ◆韓国の弾劾裁判と日本のそのの違い?(Sさん)
- ◆改正草案において、憲法の語句が少し変えられたからってどういう影響がある。(Iさん。岡本弁護士の解説) 第13条にある「個人として尊重される」を自民党のような「人として尊重される」に変えられてしまう? 「公共の福祉=他人の権利を侵害しないこと。」「公益及び公の秩序」=どれだけでも制限が可能になる。
- ◆沖縄の人達は差別され、平和に生きる権利も侵害されている、憲法違反ではないか?(Iさん)
- ◆第97-99条を読めば、為政者からの自民党改憲草案を出すこと自体がおかしい。たとえ出すにしても、憲法の骨格である民主主義、基本的人権、平和の三つは変えてはならないはずだが。(Gさん)
- ◆飛行差し止めが最高裁で却下。自衛隊の夜間飛行は、個人の権利をも制限する公共の福祉なのか?(Hさん)

この度は多数のご参加ありがとうございます。次回は2月11日開催予定です。小冊子「あたらしい憲法」も4冊お買い上げ!

■後半、長良小問題を市、教委会に対して声をあげて来たSさん、Mさんの話をみんなで聞きました。

- ◆岡本弁護士は、「長良小問題」(※)は地方自治の問題で憲法上の問題と指摘。「地方自治は民主主義の学校である。」
- ◆参加者の多くは、住民の権利を頑張って行使するお二人に共感と励ましを貰った。(※共同調理場建設計画のこと)

■参加者の感想・ご意見。この度は多数お寄せいただきましたが、誌面の関係で全数掲載できませんでした。

初めて参加させていただきました。意見を聞いてくださったのはうれしかったです。共有の感覚が気持ち良かった。

具体的な問題で憲法や法律の勉強ができるのはとても良いことだと思います。

第2回「ながら憲法カフェ(10月19日出題)」クイズの回答と解説

次の問題について「憲法に関係すると思うものには○」「関係しないと思うものには×」をつけよう

問題	回答	解説(岡本弁護士に監修いただきました。)
1	×	Q=友達にお金を貸したのに返してくれない。 お金の貸し借りは「民法」の規定による。
2	○	Q=今の仕事が合わないので転職した。 第22条「何人も、公共の福祉に反しない限り・・・職業選択の自由を有する」
3	×	Q=自動車を運転していたら追突されて車が壊れた。 私人間でのトラブルなので「民法」の規定による。
4	○	Q=飲食店を始めて、看板を設置したら、市から「景観条例」に違反すると言われた。 第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切に表現の自由は、これを保障する」 第22条 営業の自由にも関わる。
5	○	Q=東京の大学に入学するために、東京に引っ越しをした。 第22条「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転・・・の自由を有する」
6	○	Q=今度入学する市立中学校では、髪型が男子は丸坊主、女子はおかっぱと決められた。 第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切に表現の自由は、これを保障する」 第13条「国民は個人として尊重される・・・」自己決定権・幸福追求権でもある。
7	○	Q=会社が労働組合との団体交渉に誠実に応じてくれない。 第28条「勤労者の団結する権利及び団体交渉・・・をする権利は、これを保障する」
8	△	Q=私の勤めている会社では、男子の定年60歳、女性の定年55歳とされている。 第14条「すべての国民は法の下に平等・性別・・・経済的関係において差別されない」という憲法上の規定が、民法の規定を介して間接的に適用されるため、回答は△が正しい。